

田辺警察署速度取締り指針

令和7年7月

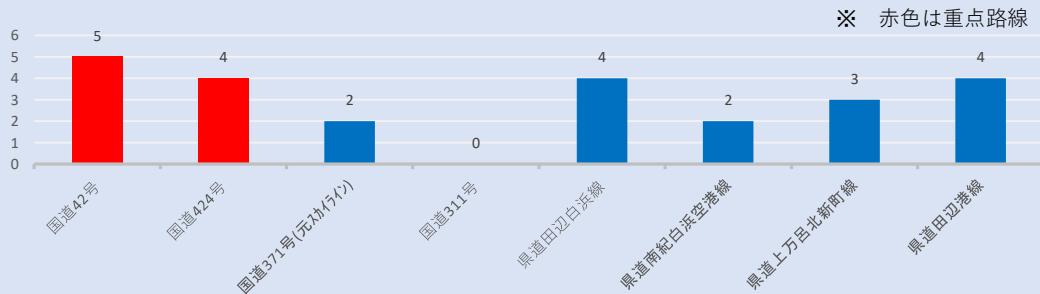
☆速度取締り重点☆

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道42号	8:00～10:00	田辺市芳養松原～田辺市新庄村地区	国道42号-法定速度(60km/h)
国道311号	12:00～14:00	田辺市栗柄川～田辺市鮎川地区	国道311号-指定速度(50km/h)
国道424号	16:00～18:00	田辺市芳養町～田辺市あけばの地区	国道424号-指定速度(40km/h)

重点路線以外の路線や時間帯での速度取締りも実施し、生活道路では必要に応じて可搬式オービスによる速度取締りも実施します

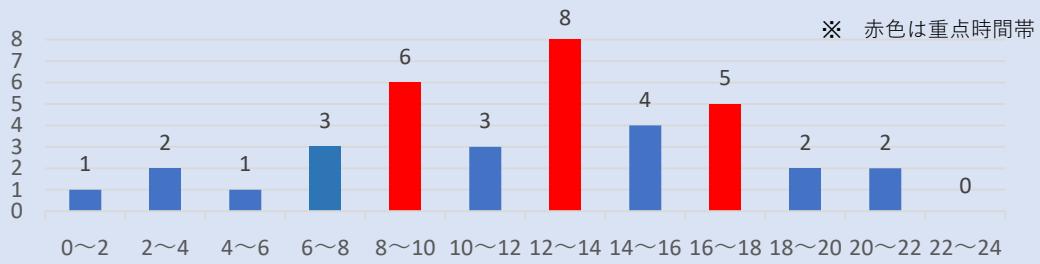
☆交通事故の実態☆

○ 主な路線における速度超過事故の発生状況(過去5年間)



管内の主な路線における過去5年間(令和2年6月～令和7年5月末)の速度が起因する人身事故の発生状況を見ると、国道42号での発生が5件と最も多く、その他の道路でも速度が起因する人身事故が発生しています。

○ 速度超過事故の時間帯別発生状況



管内で発生した過去5年間の速度が起因する人身事故を時間帯別に見ると、「8時～10時」「12時～14時」「16時～18時」が多く発生しています。

☆重大交通事故の発生状況等(過去5年間)☆

- 国道42号で発生した速度が起因する人身事故は5件あり、死亡事故が1件、重傷事故が2件、軽傷事故が2件となっています。
- 国道42号以外についても、国道424号、国道371号(元えりがい部分含む)、県道田辺白浜線、県道南紀白浜空港線、県道上万呂北新町線、県道田辺港線で発生した、速度が起因する人身事故が19件あり、死亡事故が1件、重傷事故が10件、軽傷事故が8件となっています。

☆速度取締り以外の交通指導取締り等☆

- 事故時における被害軽減のためのシートベルト等非着用違反の取締りを強化
- 悪質で危険性の高い飲酒運転・無免許運転の取締りを強化
- 横断歩道等における横断歩行者等妨害等違反の取締りを強化